

裁判問題について

佐野 和史

先に判決のあった地位確認訴訟の今後について意見を述べさせていたいただきたい。結論から言はせていただくと、本庁が控訴して裁判を継続することに小生は反対である。

先日の本庁長会でも裁判継続を再検討すべきとの意見表明があったといふし、控訴を決議した理事会でも裁判の継続に否定的な発言もあつたと聞いてゐる。

これは損失の方が大きく、今後の神社の健全な発展に繋がるメリットは見いだせない。

そもそも神社本庁といふ組織・機構の存在理由、目的はなんであつたのだろうか。このことを大前提とすれば、裁判の勝敗なり、法理の適否を超えたところに本場の課題があることが知られるだらう。

機構にすぎない。そして「甲」は現行の憲法や法人法の枠組みのなかで、その役割をはたすべきものである。

なほかつ「甲」と「乙」とは相互に確乎とした信頼関係(といふより表裏一体の関係)が保たれなければその機能は喪失してしまふ。そしてこの信頼関係をもたらすものは、法律的な合法性によるものではなく、さらに教法的ないし神学的な信念に立脚したものでなくてはならぬはずだ。

この庁長会や理事会での裁判継続反対の意見には、それぞれ反対の理由が述べられたものと思ふが、以下に小生なりの理由を述べさせていただきます。

「神社本庁憲章」が制定されたあと、その解説テキストが作られた。執筆の主体となつたのは当時の酒井逸雄部長(のち神宮少宮司)であつたが、そのなかで憲章の第一条以降に「神社本庁は……」と始まる条項が続くが、ここにある「神社本庁」とは、中央本部やその事務局を指すのではなく、「大宝の令、延喜の式」から「大道」を継承し、「全国神社を結集」した総体としての「神社本庁」を指すことが述べられてゐる。初任神職研修での憲章解説でも、現在もこのことは継承されてゐるはずである。

「甲」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

原告・被告の主張の可否や、裁判所がそれらをかき採り、認定し今回の判決になつたかを分析し、それを基にして裁判継続の是非を論ずるのが通常の方法であり、それについても意見はあるが、今回はそれを論ずることは略させていただきます。

中央組織としての事務局や、その前提となる宗教法人法により規定される責任役員会(理事会)等の法人機構を「神社本庁(甲)」とすれば、神国日本の伝統を継承し、道統を護持してきた総体としての神社の集合体である「神社本庁(乙)」のふたつの概念が「神社本庁」には存在することになる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

それを論ぜずしてなぜ裁判継続に反対なのかといふと、その理由が神社界にとって不毛の裁判、有害無益なものであるからである。裁判の勝敗に関係なく、裁判継続そのものが斯界に悪影響を与へてゐると見られるからである。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

原告と被告の双方にとつては、勝訴することが目標であらう。それとともに、裁判の審理過程において本庁の業務処理や決定の問題点を明らかにしてゆきたいとの思惑も含まれるだらう。しかし、原告・被告のどちらが勝つにしても、神社界にと

つては損失の方が大きく、今後の神社の健全な発展に繋がるメリットは見いだせない。

機構にすぎない。そして「甲」は現行の憲法や法人法の枠組みのなかで、その役割をはたすべきものである。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「甲」の活動との整合性のために、あへてそのエッセンスを抽出して規範化したのが「憲章」にほかならない。だが、この「不文の法」(慣習法)は脈々と生きてゐる

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

「乙」の存在は、現行の法律に見ればいはば仮想空間のやうな存在であつて、法的な実効性がないかもしれない。しかしさうした存在形態こそ、神社が「神国」の祭祀を厳修することの本義に通ずるものがあると信じてゐる。

し、神社本来の活動の基盤となつてゐる。

業が「教學活動」である」と考へてゐる。

であるからこそ、この「本庁(乙)」の側(神社庁も含めて)が適切な指導力を発揮しなくてはならないのだが、その指導力の源泉となるものは「教学」であると小生は考へる。「神国日本」を具象化する全国津々浦々の神社と祭祀とを通じ、全国神社と神職が、敬神尊皇の思ひや祈りを共有することであり、この共有意識を相互に確認し、より強固なものとして常に再構築し続ける作

業が「教學活動」である」と考へてゐる。「神社本庁(甲)」が、その運営にあつた歴史と伝統の下に培はれた教學を考慮せず、ひたすら現行法規との整合性のみを是として、さらには教學といふ手段では手ぬるいと、法的強制力に頼るガバナビリティの構築にすすんできた結果が、各地での離脱問題や今回の裁判に繋がつてゐる。

最近、国際政治のニュースでしばしば「自由と民主主義の価値観を共有する国」といふ表現がな

るもの(「日本の国体」を護る根幹となる堤防に内部から穴をうがつやうなもの)になりかねない。これが、裁判継続反対の理由である。

意を尽くしかねるところがあるが、紙面の都合もあり、本庁設立七十五周年が「価値観の分裂をまねく記念年となるか」との危機感と、むなしさのやうなものをあはせて感じつつ、所論を述べさせていたいただいた。反論もあれば、それにも応じつつ、補足の機会を待ちたい。

(神奈川・瀬戸神社宮司)

